神戸市公報

発行所　神戸市中央区加納町６丁目５番１号　神戸市役所
編集兼印刷発行人　神戸市長
発行日　毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更（天が岡自治会等）	地域協働局地域活性課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	2
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始（市道　星陵台18号線）	建設局道路管理課	4
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始（市道　湊東方面第63号線）	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始（市道　神戸方面第166号線ほか）	建設局道路管理課	6
公告	都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の図面の縦覧(神戸三宮雲井通6丁目北地区第一種市街地再開発事業)	都市局地域整備推進課	7
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の廃止の承認（中央区港島）	建築住宅局建築指導部建築安全課	8
公告	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定（中央区港島）	建築住宅局建築指導部建築安全課	9
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の廃止の承認（東灘区住吉宮町）	建築住宅局建築指導部建築安全課	10
訂正	消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の指定（平成29年3月3日消防告示第1号）の訂正	消防局予防部危険物保安課	11

神戸市告示第423号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の２第11項の規定により、天が岡自治会、下北古自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月10日

神戸市長　久　元　喜　造

１　届け出た地縁による団体

名称	天が岡自治会	下北古自治会
主たる事務所	神戸市西区天が岡19番地の１	非表示
代表者の氏名	佐渡　速人	中﨑　和弘
代表者の住所	非表示	非表示

２　変更があった事項及びその内容、変更年月日

（１）天が岡自治会　　令和７年３月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北原　亮	稲田　隆
代表者の住所	非表示	非表示

令和８年３月22日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	稲田　隆	佐渡　速人
代表者の住所	非表示	非表示

（２）下北古自治会　　令和８年１月11日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	古川　賢	中﨑　和弘
代表者の住所	非表示	非表示

神戸市告示第424号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年４月条例第３号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条 の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和８年 11 月 10 日

神戸市長　久　元　喜　造

１　自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

２　保管期間

この告示の日から１月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

３　返還事務を行う時間

西神保管所

（ア）　火曜日・木曜日　午後３時から午後７時まで。

（イ）　土曜日　午後１時から午後５時まで。

（ウ）　条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日，祝日を除く）連続６日間、平日　午後３時から午後７時まで、土曜日　午後１時から午後５時まで。

４　返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

５　その他

この告示の日から起算して６月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から１月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台６丁目 西神保管所 電話　９９２－３７６３	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　3　台	令和 8 年 10 月 6 日	西区玉津町今津字宮の西３３３番地の１ 建設局西建設事務所 電話　９１２－３７５０
	西神中央駅前自転車駐車場内長期放置	自転車　1　台	令和 8 年 10 月 6 日	
	学園都市駅前自転車駐車場内長期放置	自転車　1　台	令和 8 年 10 月 13 日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車　7　台	令和 8 年 10 月 27 日	

神戸市告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第２項の規定により、令和８年11月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年11月24日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月10日

神戸市

代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	星陵台18号線	神戸市垂水区星陵台４丁目1064番391地先から 神戸市垂水区星陵台４丁目1064番1414地先まで	94.00	最大　6.00 最小　5.90

神戸市告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第２項の規定により、令和８年11月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年11月24日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月10日

神戸市
代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	湊東方面第63号線	神戸市兵庫区五宮町13番１地先から	新	26.50	3.10
		神戸市兵庫区五宮町14番２地先まで	旧	26.50	2.10

神戸市告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第２項の規定により、令和８年11月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年11月24日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月10日

神戸市
代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	神戸方面第166号線	神戸市中央区下山手通８丁目67番２地先から神戸市中央区下山手通８丁目67番２地先まで	新	23.20	4.00
			旧	23.20	3.00
	神戸方面第206号線	神戸市中央区下山手通８丁目67番２地先から神戸市中央区下山手通８丁目67番12地先まで	新	30.20	3.10
			旧	30.20	2.30

神戸市公告

神戸三宮雲井通６丁目北地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の認可を申請しようとする者から、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条の第１項の規定により第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第２項において準用する同法第７条の３第２項の規定により次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を２週間公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、この公告があった日から起算して30日以内に神戸市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

令和８年11月10日

神戸市長　久　元　喜　造

１　縦覧の期間

令和８年11月10日から令和８年11月24日まで

２　縦覧の場所

神戸市中央区浜辺通２丁目１番30号三宮国際ビル８階

神戸市都市局地域整備推進課

３　縦覧の時間

午前９時から午後５時まで

４　施行地区となるべき区域

神戸市中央区旭通５丁目360番の一部

神戸市中央区雲井通５丁目320番の一部、321番、322番の一部、361番の一部

神戸市中央区雲井通６丁目314番、315番、316番、317番、318番、319番、320番、321番、322番、323番、324番、325番、326番、327番、328番、329番、330番、331番、332番、333番、334番、335番、336番、337番、338番、339番、340番、341番、342番、343番、344番、345番、346番、347番、348番、349番、350番、351番、352番、353番、354番の一部、355番の一部、356番の一部、357番、358番

神戸市中央区雲井通７丁目302番の一部、305番の一部

神戸市中央区雲井通８丁目303番の一部

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年４月条例第17号）第２条第１項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和８年11月10日

（特定行政庁）神戸市長　久　元　喜　造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長（メートル）	幅員（メートル）
第Ｒ８－３号	令和８年10月20日	神戸市中央区港島４丁目10番の一部 神戸市中央区港島５丁目４番の一部	392.62	50.00
第Ｒ８－４号	令和８年10月20日	神戸市中央区港島４丁目10番の一部 神戸市中央区港島５丁目４番の一部	329.29	50.00

備考　道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和８年11月10日

（特定行政庁）神戸市長　久　元　喜　造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長（メートル）	幅員（メートル）
第Ｒ８－５号	令和８年10月20日	神戸市中央区港島４丁目10番の一部	395.01	11.62～19.39
第Ｒ８－６号	令和８年10月20日	神戸市中央区港島４丁目10番の一部 神戸市中央区港島５丁目４番の一部	393.21	11.61～19.39
第Ｒ８－７号	令和８年10月20日	神戸市中央区港島４丁目10番の一部	319.48	11.32～11.99
第Ｒ８－８号	令和８年10月20日	神戸市中央区港島４丁目10番の一部 神戸市中央区港島５丁目４番の一部	319.13	11.81～11.89

備考　道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成 13 年４月条例第 17 号）第２条第１項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和８年 11 月 10 日

（特定行政庁）神戸市長　久　元　喜　造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長（メートル）	幅員（メートル）
第Ｒ８－９号	令和８年 10 月 27 日	神戸市東灘区住吉宮町１丁目 110 番、125 番、127 番、128 番の各一部	27.56	4.00

備考　道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

平成29年消防告示第１号（平成29年３月３日）について、誤りがありましたので次のとおり訂正します。

令和８年11月10日

神戸市消防長　上　山　繁

<table>
<tr><th>訂正後</th><th>訂正前</th></tr>
<tr><td>２　火薬類
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条に規定する火薬類で同法第19条に基づく運搬証明書の必要な運搬をするもの。
３　高圧ガス
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第２条に規定する高圧ガス（以下「高圧ガス」という。）のうち、次の各号に定めるもの。
(1)　次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に掲げる数量以上のもの。
<table>
<tr><th>種類</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>毒性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第２条第１項第２号に定めるもの）</td><td>２立方メートル</td></tr>
<tr><td>可燃性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第２条第１項第１号に定めるもの）
ただし、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第１条の10第１項第１号及び第３号に掲げる物質を除く。</td><td>10立方メートル</td></tr>
<tr><td>酸素</td><td>50立方メートル</td></tr>
</table>
備考　この表の右欄の数量について、高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスの状態であるときは、液化ガス10キログラムをもつて、数量１立方メートルとみなす。</td><td>２　火薬類
火薬類取締法（昭和25年法律第194号）第２条に規定する火薬類で同法第19条に基づく運搬証明書の必要な運搬をするもの。
３　高圧ガス
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第２条に規定する高圧ガス（以下「高圧ガス」という。）のうち、次の各号に定めるもの。
(1)　次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に掲げる数量以上のもの。
<table>
<tr><th>種類</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>毒性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第２条第２号に定めるもの）</td><td>２立方メートル</td></tr>
<tr><td>可燃性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第２条第１号に定めるもの）
ただし、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第１条の10第１項第１号及び第３号に掲げる物質を除く。</td><td>10立方メートル</td></tr>
<tr><td>酸素</td><td>50立方メートル</td></tr>
</table>
備考　この表の右欄の数量について、高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスの状態であるときは、液化ガス10キログラムをもつて、数量１立方メートルとみなす。</td></tr>
</table>